

住宅管理センターの内部業務実施者(株)URコミュニティ)の組織改編に伴う契約業務の取扱の変更について (お知らせ)

当機構の住宅管理センターの内部業務については、平成 25 年 12 月 1 日以降は、当機構の委託により株式会社URコミュニティが、「独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ 西日本支社 ○○住まいセンター」名義で実施しているところですが、(株)URコミュニティの組織改編に伴い、下記のとおり取扱が変更となりますのでお知らせします。

記

【名義変更について】

(株)URコミュニティが運営する全国の住まいセンターが対象)

平成 27 年 9 月 1 日以降“西日本支社 (支店)”が削除されることとなります。本取扱の変更に伴う契約手続の変更はありません。

(注：(株)URコミュニティが業務受託していない西埼玉住宅管理センターは本取扱の対象外です。)

【発注部署の取扱の変更について】

(株)URコミュニティが運営する東日本賃貸住宅本部 (首都圏) 及び西日本支社管内の住まいセンターが対象)

当機構東日本賃貸住宅本部 (首都圏) 及び西日本支社管内の住まいセンター (注) における「保全工事及び保全業務 (建設コンサルタント業務)」について、平成 27 年 9 月 1 日以降、下記のとおり取り扱うこととなります。

これに伴い、入札場所がこれまでと異なることがありますので、「競争入札執行通知書」に記載の入札場所をご確認のうえ、お間違いのないようお願いいたします。

なお、本措置に伴う年間委任状、使用印鑑届の再提出は不要です。

1 対象事務所

東日本賃貸住宅本部 (首都圏) 及び西日本支社管内における(株)URコミュニティが運営する下表記載の住まいセンター

地区	対象住まいセンター
東日本賃貸住宅本部 (首都圏)	東京東、北多摩、東京北、南多摩、東京南、城北 千葉、千葉西、松戸 横浜、神奈川西、横浜南 東埼玉、浦和

地区	対象住まいセンター
西日本支社	千里、大阪、泉北 兵庫、阪神 京都、奈良

## 2 対象案件

上記住まいセンターで契約する案件の内、保全工事及び保全業務（建設コンサルタント業務）の一部

## 3 新たに業務実施する契約・支払部署

(株)URコミュニティ コミュニティ推進部

(1) 当機構東日本賃貸住宅本部（首都圏）管内の住まいセンター

東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー42階

株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部

電話 03-5323-2270

(2) 当機構西日本支社管内の住まいセンター

大阪府大阪市城東区森之宮1-6-111 NLC森の宮ビル8階

株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部

電話 06-6967-5000

## 4 適用開始日

平成27年9月1日

## 5 平成27年9月1日以降の契約手続について

対象となる契約については、平成27年9月1日以降は、「独立行政法人都市再生機構業務受託者(株)URコミュニティ コミュニティ推進部担当部長」名で、上記3記載の部署が契約手続を実施する(※)こととなります。

なお、本契約に基づく支払いについては、引き続き当機構が行います。

※ ・契約情報は引き続き機構HP等で公表します。

・対象となる契約については、契約件名の冒頭に【URコミュニティ本社】を付記して表示します。

## 6 本件に係るお問い合わせ先

西日本支社 契約チーム

電話 06-6969-9970

以上